

都島区まちづくりビジョン 2040 策定に向けた検討調査業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

都島区まちづくりビジョン 2040 策定に向けた検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

都島区では区の将来像や施策展開の方向性を明らかにするため、区政全般を対象とする「都島区将来ビジョン 2025」（計画期間 5 年）を策定し、区の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる。一方で、区民の満足度・幸福感の向上につながる都市の発展をめざして、今後到来するまちの長期的な変化に対応し、より戦略的に、新たな都市のイメージやまちの魅力の創出、育成、醸成等につながる施策・事業に多面的に取り組むため、長期的な視点での区の将来像を示す、目標年次を 2040 年とする「都島区まちづくりビジョン 2040」（以下「まちづくりビジョン」という）の策定に向けた検討を進めており、令和 6 年度には、都島区全体の現状を各種データから把握し、めざすべき将来像や取り組みの方向性等の骨子（案）を作成した。

本業務委託では、骨子（案）をもとにまちづくりビジョンを描き、策定に向けた支援を行う。まちづくりビジョンを描くにあたっては、区民からの意見聴取の場を設けるとともに、京橋エリアにおいてにぎわいづくりの実地調査を通じたデータ収集を行う。また、まちづくりビジョン策定後を見据え、関係者との連携体制の構築に向けた検討、調整も合わせて実施する。

（２）業務内容

- ・都島区まちづくりビジョン策定支援業務
- ・都島区まちづくりビジョン案の作成にあたっての区民意見の収集
- ・京橋エリアにおける実地調査の企画、実施
- ・関係者との連携体制構築に向けた検討
- ・報告書の作成

※ 詳細は、別紙「仕様書」参照のこと

（３）事業規模（契約上限額）

金 17,600,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（４）契約期間

契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 30 日

（５）履行場所

本市指定場所

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当するときは免除。

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア、イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

原則として提案された事業内容を実施することとするが、本市との協議により修正する場合がある。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4－1 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申込のできる者は、次の各号に定める資格を全て満たす法人とし、個人での参加申込はできない。

複数の法人によって構成される共同体（以下「共同体」という。）により参加申込する場合は、「4－2 共同体に関する条件」を参照すること。

ただし、単独もしくは共同体を構成する法人として参加申込する法人は、他の共同体の構成員となり参加申込する等、重複した形で本プロポーザルに参加申込することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申込される法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (3) 次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札参加条件いずれかを有していること。
 - ①令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類） 01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録していること。
 - ②令和5・6・7年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に承認種目「500 建設コンサルタント（業務種別） 511 都市計画及び地方計画（登録部門）」で登録していること。
- (4) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに直近2か年の市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

4－2 共同体に関する条件

事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- (1) 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
- (2) 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- (3) 構成員の代表となる事業者が、上記「4－1 応募資格、必要な資格・許認可等」の(1)～(9)の基準の全てを満たしていること。それ以外の構成員は、上記「4－1 応募資

格、必要な資格・許認可等」(1)、(2)、(4)～(9)の基準の全てを満たしていること。

- (4) 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (5) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
- (6) 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
- (7) 代表者を含む共同体を構成する事業者(構成員)は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年5月26日(月)
・ 参考資料閲覧	令和7年5月27日(火)～令和7年6月25日(水)
・ 質問受付締切	令和7年6月5日(木)
・ 質問に対する回答	令和7年6月11日(水)
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年6月18日(水)
・ 参加資格決定通知	令和7年6月19日(木)
・ 企画提案書の提出期限	参加資格決定通知受理後～令和7年6月26日(木)
・ プレゼンテーション審査	令和7年7月2日(水)
・ 選定結果通知	令和7年7月上旬【予定】
・ 契約締結・事業開始	令和7年7月中旬【予定】
・ 事業完了	令和8年3月30日(月)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参考資料の閲覧

ア 申込受付期間

公募開始から令和7年6月24日(火)午後5時00分まで

イ 閲覧期間

令和7年5月27日(火)～令和7年6月25日(水)午後5時30分まで

※月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで。

※閲覧時間は3時間まで

ウ 閲覧資料

令和6年度「都島区まちづくりビジョン(仮称)」策定に向けた基本調査業務委託」報告書

エ 申込方法

電話のみ

※閲覧を希望する日時の前営業日午後5時まで、「オ 申込先」に連絡すること

※先着順受付なので、希望の日時に沿えないことがある

オ 申込先

大阪市都島区役所総務課(政策企画)

電話：06-6882-9684

カ 閲覧場所

都島区役所内（大阪市都島区中野町 2-16-20）

キ その他

閲覧回数は、1 事業者につき、原則として 1 回のみ

（２）質問の受付

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時 30 分まで（必着）

イ 提出方法

質問票【様式 1】に記載し、電子メールで提出。その他の方法での送付、電話や口頭、直接持参での質問は受け付けない。件名を「【質問：まちづくりビジョン策定調査】（質問事業者名）」とし、大阪市都島区役所総務課（政策企画）tb0010@city.osaka.lg.jp宛送付し、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが 10MB を超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 7 年 6 月 11 日（水）に都島区役所ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けない。

（３）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

公募開始から令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時 30 分まで

※ 受付は、月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分～午後 1 時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時 30 分まで。

イ 提出書類

①参加申請書【様式 2－1 または 2－2】

②誓約書【様式 3】

③事業者の概要【様式 4】

④情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）

⑤印鑑証明書（申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本）

⑥共同体結成に係る協定書（写）及び共同体の構成員、代表者、役割分担、責任関係、組織運営に関する事項等を明確に記載したものに、代表者の自署もしくは印を捺印したもの及び、代表法人とならない法人にあっては、代表法人に代表権を委任する旨が記載されている委任状（様式自由）

※ ②～⑤は、共同体での申請の場合、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※ ⑤は参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（【様式 2－1、2－2】に承認番号を記載すること）。

ウ 提出部数 各 1 部

エ 提出方法 持参、送付

※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。

※ 送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、受付期間内に到着したものに限る

オ 提出場所

大阪市都島区役所総務課（政策企画）

〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20（1 階10番窓口）

電話：06 - 6882 - 9684

カ 参加資格決定通知

令和7年6月19日（木）に「公募型プロポーザル参加申請書【様式2-1、2-2】」に記載の担当者メールアドレスあて、電子メールにより通知する。プレゼンテーション審査の開催日時・場所等詳細についても同時に通知する。

（4）企画提案書の提出

参加資格決定通知を受けた申請者は、別紙「仕様書」の「5 業務の内容」を十分に理解のうえ、以下により、企画提案書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書表紙【様式5】
- ・技術提案書

提案テーマ

次の4点について、具体的な技術提案を行うこと。

①仕様書「5 業務内容（1）」関係

都島区まちづくりビジョン2040の策定に向け、骨子（案）から深化すべきと考える事項を挙げ、その方向性と、どのように進めるか（新たなデータを収集する、昨年のデータを改めて分析する等）、策定期間を見据えたスケジュールと合わせて具体的に提案すること。

②仕様書「5 業務内容（2）」関係

まちづくりビジョンの策定にあたり、区民や関係者の思いやご意見を反映したものにするべく、パブリックコメントとは別に、区民や関係者とのコミュニケーション場を設けることとしている。

令和8年3月のまちづくりビジョン策定に向けて、より効果的に意見収集を行うためには、どのようなコミュニケーションの場を持つことが有効と考えるか、実施の方法（タウンミーティングやワークショップ、各種イベントでのブース設置、ヒアリング等）、回数、時期、会場、参加者の属性等を、意図や根拠と合わせて具体的に提案すること。

③仕様書「5 業務内容（3）」関係

骨子（案）において、区のシンボリックなエリアとして、京橋公園を中心とするエリアをターゲットエリアとして設定しており、本調査では、京橋駅南側からの歩行者ネットワークを区内に広げ、つなげていくための1つの試行的な取り組みとして、京橋公園でのにぎわいづくりを試行的に実施し、周辺への影響、波及効果を検証することとしている。

にぎわいづくりの試行、検証の企画を提案すること。企画の目的、実施するにぎわいづくりの内容、検証のために収集するデータ・情報等を具体的に記載すること。

④仕様書「5 業務内容（4）」関係

まちづくりビジョンの実現に向けて、持続可能な取組を行うためには、官民連携で取り組む必要があることから、区内各エリアでのまちづくり関係の取組状況や他都市事例を整理し、連携体制構築に向けた検討を行うこととしている。関係者との連携体制構築の進め方について、2040年までの取組のロードマップやマイルストーンを具体的に提案すること。

※ 様式は自由。①、②、③、④を合わせてA4サイズ10枚もしくはA3サイズ5枚でまとめること。（それぞれの枚数の配分は自由であるが、いずれかに極端に偏らないよう留意すること）

※ 仕様書「5 業務内容」に沿った項目でまとめた構成とするなど、理解しやすい提案資料とすること。

※ 文字のサイズは、本文は10.5ポイント以上、図表内は8ポイント以上とするよう努めること。

・業務実施体制表【様式6】

・業務委託料算定書【様式7】

・類似業務実績に関する調書【様式8】

- イ 受付期間 参加資格決定通知受理後～令和7年6月26日（木）
※ 受付は、月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで。
- ウ 提出部数 正本1部、副本8部、および提出書類（副本）の電子データ
※ ア 提出書類をフラットファイル（A4サイズ）に綴って提出すること
※ ファイルの表紙及び背表紙に「都島区まちづくりビジョン 2040 策定に向けた検討調査業務委託公募プロポーザル提出書類」と記載すること
※ 正本のファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入すること
※ 提出書類（ファイル含む）への事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないようにするとともに、他（参考資料等）に事業者名・事業者名を推察できるような情報等の表示があれば、黒塗りするなどして、事業者が推定できないようにすること。
※ 本業務と最も類似性が高い業務実績について、報告書等、内容が分かるものを正本に添付して提出すること。大量となる場合は、概要版または要約版等、調査報告の要旨を抜粋した資料でも可。（正本1部のみ。フラットファイルに編綴せず、別冊としても良い。）
※ 電子データは、PDF形式での提出とし、副本と同様、応募事業者名の削除、応募事業者名が推察できる情報等の表示の黒塗りなどの処理を行うこと。
- エ 提出方法 持参、または送付（正本、副本）、電子メール（電子データ）
※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。
※ 送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、受付期間内に到着したものに限り、
※ 電子メール送付の際は、件名を「【企画提案書：まちづくりビジョン】」

（応募事業者名）」とし、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが 10MB を超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

オ 提出場所 大阪市都島区役所総務課（政策企画）
〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20（1階10番窓口）
電話：06-6882-9684
メールアドレス：tb0010@city.osaka.lg.jp

（５）プレゼンテーション審査

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

- ア 実施予定日 令和7年7月2日（水）に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する予定である。
- イ 場所 大阪市都島区役所（大阪市都島区中野町2-16-20）
- ウ 説明時間 1事業者あたり40分程度（うち説明15分以内、質疑応答を含む。）
- エ その他 ①参加資格確認通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーション審査の実施方法（実施日、説明時間等）について、変更する可能性がある。この場合、対象事業者に対して別途通知を行う。
②プレゼンテーション審査は非公開とする。
③プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更等は認めない。

7 選定に関する事項

（１）審査・選定方法

発注者の参加資格審査においてその資格を認め、企画提案書を提出した事業者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する「都島区まちづくりビジョン2040策定に向けた検討調査業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）」にて、評価基準に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、発注者において、最も優れていると評価された事業者を選定する。

ただし、本プロポーザルの結果、契約締結にふさわしい事業者が存しないと判断する場合は、選定しないことがある。

（２）プロポーザルの評価基準

項目区分	評価項目	配点	提案テーマごとの内訳				様式	評価の着目点
			①	②	③	④		
I 提案テーマ に対する 技術提案	(1) 提案の妥当性	30	5	10	10	5	技術 提案書	・調査趣旨、地域性に合ったものであるか
	(2) 提案の独創性	20	2	8	8	2		・提案者の知見やノウハウをいかしたものであるか
	(3) 提案の実現性	20	3	7	7	3		・提案が実現可能なものであるか
I 小計		70	10	25	25	10		

Ⅱ 業務実施 体制	(1) 管理技術者 (業務責任者) の能力、実績	10		様式 6	管理技術者(業務責任者)の能力、実績は十分であるか ・管理技術者(業務責任者)の資格及びその専門分野の内容 ・管理技術者(業務責任者)の過去10年の同種業務の実績内容
	(2) 担当技術者の 能力、実績	5			担当技術者の能力、実績は適切か ・担当技術者の資格及びその専門分野の内容 ・担当技術者の過去10年の同種業務の実績内容
Ⅲ 委託費の 積算	(1) 委託費の積算 の妥当性	10		様式 7	委託費の積算は妥当かどうか ・委託費の積算の妥当性
Ⅳ 事業者の 実績等	(1) 事業者の実績	5		様式 8	実施事業者として十分な実績があるか
Ⅱ～Ⅳ小計		30			
合計		100			

※ 1 事業者のみが応募の場合は、適格性を審査し、各委員の平均点が60点以上（6割）であれば委託候補事業者とする。

※ 2 事業者以上の応募があった場合は、各委員の平均点が60点以上（6割）でかつ一番高い事業者を委託候補事業者とする。

※ 上記において同点の場合、「Ⅰ 提案テーマに対する技術提案」の平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それでもなお、同点の場合は、「Ⅱ 業務実施体制」、「Ⅲ 委託費の積算」、「Ⅳ 事業者の実績等」の順で、平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。なお、すべての平均点が同一となった事業者が複数いる場合は、くじ引きにより委託候補事業者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、都島区役所ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とな

る。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（２）留意事項

本業務の進捗によって発生した業務のうち、本市がやむを得ないと判断した場合、受注者と協議の上、業務の変更、追加等を行うことがある。

（３）提出先、問い合わせ先

〒534－8501 大阪市都島区中野町2-16-20（１階10番窓口）

大阪市都島区役所総務課（政策企画）

電話：06 - 6882 - 9684